

会 議 録

会議名	平成24年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会		
事務局	市民部経済課産業振興係		
開催日時	平成24年10月17日(水) 午前10時00分～午前12時00分		
開催場所	小金井市商工会館2階小会議室		
出席者	委員	石井忠史、益田あゆみ、小林貢、小林功、松澤秀樹、川合修	
	その他	なし	
	事務局	當麻光弘 経済課長 千葉幸二 産業振興係長 藤田義人 産業振興係主任 中村優平 産業振興係主事	
傍聴の可否	可・不可・(一部不可)	傍聴者数	0人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由	法人及び事業を営む個人の信用情報が含まれているため (小金井市情報公開条例第5条第1項第3号)		
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙「審議経過」のとおり		
提出資料	別紙のとおり		
その他	なし		

平成24年度 第1回小金井市小口事業資金融資審議会 会議次第

日 時：平成24年10月17日（水）

午前10時00分～午前12時00分

場 所：小金井市商工会館2階小会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成23年度融資あっせん・実行状況について
- (2) 平成24年度融資あっせん・実行状況について
- (3) セーフティネット保証5号について
- (4) 小金井市小口事業資金融資における緊急対策について
- (5) 延滞案件について
- (6) その他

3 閉 会

配布資料

- 資料1 平成23年度あっせん・実行状況集計表
- 資料2 平成24年度あっせん・実行状況集計表
- 資料3 セーフティネット保証5号について
- 資料4 小口事業資金融資あっせん申込件数月別集計表（全額補助対象）
- 資料5 延滞案件調べ

1 開 会

経済課長が開会の宣言を行った。

本日、委員全員の出席を得ているため、小口事業資金あっせん条例施行規則第5条に基づき、平成24年度第1回小金井市小口事業資金融資審議会会議が成立していることを報告し、議事進行は会長にお願いした。

2 議 事

(1) 平成23年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料1を基に、平成24年3月31日現在の平成23年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 業種別の運輸・通信業の4件の内訳はどうなっているのか。

事務局： 4件の内訳については、運輸業が2件、通信業が2件である。

委 員： 業種別のサービス業の内訳について、どのような業種からの申込みがあったのか。

事務局： 自動車修理販売業、建築設計業、施術業、印刷業、公衆浴場経営、土地建物の測量、再生資源回収業、デザイン業、清掃業、英会話教室、理容業、出版・印刷業、葬祭業などから申込みがあった。

(2) 平成24年度融資あっせん・実行状況について

事務局： 別添資料2を基に、平成24年9月30日現在の平成24年度の申込状況について資金種別、業種別、経営組織別等の件数とあっせん実行件数の説明報告を行った。

質疑応答は以下の通り。

委 員： 申込み件数40件のうち、辞退が8件と多いように思うが、どのような理由で辞退しているのか。

事務局： 辞退の8件について、自己資金で間に合ったため、当初は市の融資あっせんと金融機関からの複数の借入を予定していたが、金融機関と相談した結果、金融機関からの借入にしたため、という理由で辞退している。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

(3) セーフティネット保証5号について

事務局： 別添資料3を基に、11月1日以降のセーフティネット保証5号の概要と小金井市における平成24年9月末現在の認定申請件数等について説明した。

質疑応答は以下の通り。

委員： 11月1日以降の申請については、原則全業種対象から業種が指定されて686業種となるが、原則全業種は何業種であったのか。また、他に変更点はあるのか。

事務局： 原則全業種は1118業種であった。また、変更点としては、今まで日本標準産業分類の中分類で認定申請を行っていたが、11月1日以降の業種が686業種に指定されたことで、細分類での認定申請となる。

委員： 申請件数の減少について、何か考えられる理由があるのか。

事務局： 経済情勢が少しずつ落ち着きを取り戻し、事業者の借入が一通り行き渡ったこと、保証の限度額があるため、限度額まで達している事業者は申請しないことなどが理由として考えられる。

委員： 平成25年4月1日以降のセーフティネット保証5号の取扱いはどうなるのか。

事務局： 現時点では、平成25年4月1日以降の取扱いについて情報が来ていないためわからない。

(4) 小金井市小口事業資金融資における緊急対策について

事務局： 別添資料4を基に、商工業者の経営安定化のための緊急時限措置として実施している運転資金、経営安定化緊急資金の信用保証料全額補助（貸付相当分）の制度と今までの経過を説明し、平成24年9月30日現在の運転資金と経営安定化緊急資金の件数の説明報告を行った。

来年度、この制度の実施期限を再度延長するかどうかについては、最終的には理事者と協議の上で市の方針を決定するが、その前段として参考にするため、各委員から意見を求めた。

質疑応答は以下の通り。

委員： 事業者の利用促進と企業の経営安定化のために実施期限を延長すべきである。

委員： 金融円滑化法など平成25年3月末で終了する国の制度があるため、実施期限を延長すべきである。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

委員：現在の経済状況を考えると、来年度も厳しい環境が続くと考えられるため、実施期限を延長すべきである。

事務局：各委員の意見を参考にし、理事者と協議の上で市の方針を決定したい。

（5）延滞案件について

事務局：別添資料5を基に、延滞案件の経過と資料説明をし、討議を行った。

金融機関から、延滞案件について進展があったとの報告を受けた。

借受人と平成24年2月末に面談し、3月に収用に係る補償金をもって延滞利息に充てることを約束し、3月末に借受人から支払いがあり解決となったとのこと。

（6）その他

事務局：別添の参考資料を基に、東京都の制度である「経営一般」における「電気料金値上げ対応」についての資料説明をし、討議を行った。

質疑応答は以下の通り。

委員：現在、この制度の申込みはあるのか。

事務局：本制度は東京都の制度であり、受付は東京都産業労働局金融部金融課、取扱指定金融機関、東京都信用保証協会、商工会議所、商工会である。そのため、市では件数を把握していない。

委員：この制度で責任共有制度の対象かどうかは、保証協会の判断となるのか。

事務局：そのとおりである。

会長：他に何か質問はあるか。

委員：小金井市小口事業資金融資あっせん制度に係る利子補給及び保証料補助の金額はどのくらいなのか。

事務局：市が行っている利子補給した金額については、平成21年度は11,720,531円、平成22年度は10,127,076円、平成23年度は9,020,594円、平成24年度は9月末現在で4,238,906円である。

保証料補助の金額については、平成21年度は5,950,333円、平成22年度は5,026,465円、平成23年度は5,005,605円、平成24年度は9月末現在で1,651,996円である。

* 主な発言要旨等、審議経過が分かるように簡潔に記載すること。

会 長： 何か他に質問はあるか。

委 員： 特になし。

3 閉 会

※ 各議題の資料については図書館本館、情報公開コーナー（小金井市役所第二庁舎六階）にて閲覧できます。